令和6年度香川地方最低賃金審議会 第3回香川県船舶製造·修理業,舶用機関製造業 最低賃金専門部会議事録

令和6年10月9日(水) 香川労働局第1会議室

出席者 公益側 東、籠池、柴田 労働者側 立石、中塚、中原 使用者側 家田、檜垣、宮﨑

議 題 (1)香川県特定(船舶)最低賃金額改正の審議について (2)その他

○賃金室長

それでは定刻となりましたので、ただ今から「船舶製造·修理業,舶用機関製造業最低賃金」の第3回専門部会を開催いたします。

本日はご多忙の中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

専門部会の開催にあたり、本日の委員の出席状況についてご報告いたします。

本日、全委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

机上に配付しております資料は、会議次第と資料目次と、No. 1 から4までの資料です。配付されておりますでしょうか。

それでは、柴田部会長、議事の進行をお願いいたします。

○柴田部会長

それでは、第3回専門部会を始めたいと思います。

前回は欠席をさせていただくことになってしまいまして、皆様にご迷惑かけて大変申し訳ございません。今日あっという間に第3回ということで、一応最終回という心づもりでおりますので、早速ですけれども、最低賃金額の審議に入りたいと思っております。

前回の審議、労使双方より金額の提示を受け、その根拠も傾聴 させていただいたということでございます。

専門部会等で配付された資料等の客観的なデータに基づいて算出され、金額提示を示していただき、労側がプラス 58 円、使側がプラス 25 円という提示をいただいておりますが、まだこちらの提示金額には乖離がございます。

前回の専門部会で、各側とも本日の審議までにご検討いただきますようお願いしていたところでございます。このあと金額提示のほうをよろしくお願いいたします。

繰り返しになりますけれども、労使の主張には隔たりがありますが、是非とも全会一致で本日第3回で結論が得られますよう、 格段のご配慮をお願いしたいと思っております。

では、本日も労働者側から個別会議をお願いするということで よろしいでしょうか。

はい。では、各側の控え室等について、事務局より説明をお願いします。

○賃金室長

各側の控室についてご案内いたします。

公労・公使会議はこの第1会議室、労側控室はこの奥の第3会議室、使側控室は2階の相談室を用意しております。

労側委員は公労会議の前に打ち合わせ時間は必要でしょうか。

○中塚委員大丈夫です。

○柴田部会長

では、公労会議のほうから始めたいと思いますので、使側委員 の方々を控え室のほうにご案内をお願いいたします。

(以下非公開)

——了——